

# 出雲市農業委員会の農業委員及び 農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和8年9月21日に満了します。  
これに伴い、以下のとおり農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

委員の名称	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
募 集 期 間	6月1日(月)～6月30日(火)	
募 集 人 数	24人	77人
職 務 内 容	農地の権利移動や転用に係る許認可業務及び担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導及び監視業務等に向けた取組等、地域計画の策定に向けた取組等の話し合いへの参加	担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導及び監視業務等、地域計画の策定に向けた取組等の話し合いへの参加
任 用 期 間	令和8年9月22日から 令和11年9月21日まで	農業委員会が委嘱した日から 令和11年9月21日まで
申 込 方 法	「推薦(個人・団体)」と「応募(自薦)」の2種類です。	
申込・おたずね	出雲市農林水産部農業振興課 (TEL 21-6582)	出雲市農業委員会事務局 (TEL 21-6762)

※詳細は、「募集要項」をご覧ください。「募集要項」は市ホームページに掲載しているほか、出雲市農業振興課、斐川農業事務所や出雲市農業委員会事務局で配布しています。

## 農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための公的な積立年金です。20歳以上65歳未満の国民年金第1号被保険者(60歳以上は国民年金の任意加入被保険者)である農業者の方(年間60日以上農業に従事)ならどなたでも加入できます。

これからの安心で豊かな将来設計のために、農業者年金の加入をお考えください。

### 農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金
- 終身年金で80歳までの保証つき
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象
- 認定農業者など一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助あり

おたずね／農業委員会事務局 TEL 21-6762

# 令和8年度 農地パトロールを実施します

出雲市農業委員会では毎年、期間を定め集中的に「農地パトロール」に取り組んでいます。「農地パトロール」では、筆ごとに耕作がされているかどうか、また転用の許可なく農地を農地以外で利用していないかを調査します。

令和7年度の調査結果と令和8年度の実施についてお知らせします。

## 令和7年度農地パトロール結果(農地利用状況調査結果)

出雲市農業委員会では、農地の有効利用と遊休農地の発生防止及び解消を図るために、毎年、全ての農地を対象として農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しています。

近年、農業従事者の高齢化や労働力不足などにより、私たちの周りには耕作・管理されていない農地(遊休農地)が増えてきています。

遊休農地を放置したまましていると、病害虫が発生したり鳥獣の巣になったりするなど、近隣の農地や住民に大変な迷惑となる恐れがあるばかりでなく、不法投棄が発生するなど生活環境の悪化の恐れもあります。また、国土保全や景観維持など農地の持つ機能も失われてしまいます。

農地は一旦荒廃が進むと、耕作可能な農地へ復旧するには多大な投資と労力が必要となります。

**農地法により、農地の所有者、賃借人など権利を有する方は、その農地の効率的利用と適正な管**

**理を確保する責務があるとされています。**

下表は令和7年度の調査結果です。調査結果を基に、状況に応じて、作付や保安全管理等の指導を行っています。

(令和7年度農地利用状況調査) 単位(ha)

地域	再生可能な遊休農地	再生不能な遊休農地	合計
出雲	16	119	135
平田	9	117	126
佐田	13	213	226
多伎	3	55	58
湖陵	8	8	16
大社	12	4	16
斐川	5	13	18
合計	66	529	595

## 令和8年度農地パトロールを実施します

### 農地パトロールの目的

- ①地域の農地利用の総点検
- ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導、違反転用発生防止及び早期発見・是正対策

### 実施予定時期

7月頃～8月頃 ※各地区を順番に回ります。

### 調査対象

市内全ての農地

### 調査員

- ・農業委員
- ・農地利用最適化推進委員
- ・農業委員会事務局職員等



## 農業者年金受給権者現況届を提出してください

農業者年金を受給されている方は、農業者年金基金から送付される現況届を提出してください。

現況届を提出されないと農業者年金を受給できなくなりますので、必ず**6月中**に提出してくださいようお願いいたします。

6月1日(月)～3日(水)の9:00から17:00までは、市役所本庁1階 西側出入り口から入ってすぐ右手の「1-4相談室」でも受付を行います。

### 提出場所

- ◎市役所本庁5階 農業委員会事務局
- ◎市役所本庁1階西側 1-4相談室  
(※6月1日(月)～3日(水)の3日間のみ)
- ◎斐川行政センター 斐川農業事務所
- ◎平田行政センター 地域振興課
- ◎佐田・多伎・湖陵・大社行政センター 市民サービス課